○関東地方整備局告示第三百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年八月三十一日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　山梨県
二　都市計画事業の種類及び名称　甲府都市計画道路事業三・三・二号塩部町開国橋線
三　事業施行期間　自平成二十二年八月三十一日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　山梨県甲府市塩部二丁目及び塩部三丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年八月三十一日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　山梨県
二　都市計画事業の種類及び名称　韮崎都市計画道路事業三・四・一号滝坂下今井線
三　事業施行期間　自平成二十二年八月三十一日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　山梨県甲斐市大字龍地字大滝地内
使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第百五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月三十一日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百九十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
萩市大字椿東字長添四四七八番一から同市大字椿東字北前小畑四二二七番三まで	前	一二・四〇～一六・〇〇メートル	一・一五三キロメートル
	後	一四・八〇～五〇・三〇メートル	一・一五三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年八月三十一日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　山梨県
二　都市計画事業の種類及び名称　峡東都市計画道路事業三・四・二号上於曽駅前赤尾線
三　事業施行期間　自平成二十二年八月三十一日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　山梨県甲州市大字塩山上於曽字浄土寺及び字神ノ木並びに大字塩山赤尾字境田及び字渋沢地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年八月三十一日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　山梨県
二　都市計画事業の種類及び名称　峡東都市計画道路事業三・五・一号塩の山西広門田線
三　事業施行期間　自平成二十二年八月三十一日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　山梨県甲州市大字塩山上於曽字塩山、字塩山前及び字四反田地内
使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月三十一日

中国地方整備局長　福田　功

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百九十一号　萩市大字椿東字長添四四七八番一から同市大字椿東字北前小畑四二二七番三まで　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年八月三十一日

○四国地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月三十一日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十六号及び三百八十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大洲市北只一七八番三から同市東大洲一七〇九番一まで	前	BA 九・二〇～五四・〇〇メートル	五・八〇〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 九・二〇～五四・〇〇メートル	五・八〇〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月三十一日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号及び三百八十号	大洲市東若宮二番四から同市東大洲一〇五三番一地先まで	四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所
五十六号	西予市宇和町坂戸二〇六番一から同市宇和町坂戸九八番一地先まで	〃

供用開始の期日　平成二十二年八月三十一日

○九州地方整備局告示第九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月三十一日

九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十四号	武雄市北方町大字志久字新ヶ江一五六五番から同市北方町大字志久字市場一七六二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年八月三十一日